

【福岡労働局長登録第1号】
【有効期限2029年10月12日】

安全衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条の2の規定により、労働者が10人以上50人未満の事業場では、安全衛生推進者を選任し事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければなりません。安全衛生推進者になられる方の講習です。

1 講習年月日 [講習日程表](#)

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料

(令和7年度の金額)

受講料(税込)	チケット代(税込)	合計(税込)
14,300	1,430	15,730

※令和8年度中に予定されているチケット価格改定に伴い、受講料の改定を予定しております。

恐れ入りますが、送付する受講票の金額を確認頂きお振込みをお願い致します。

4 定員 40名

5 講習内容及び 予定時間

講習内容	予定時間
安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、作業環境管理及び作業管理、健康の保持増進対策、安全衛生関係法令、安全衛生教育	8:50～17:15 8:55～12:30

詳細は [技能講習のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法 [「技能講習等の申込について」をご確認ください。](#)